

# 神奈川県統計調査条例

平成20年12月26日  
神奈川県条例第54号

改正 平成21年12月28日 条例第89号  
改正 令和2年12月25日 条例第92号  
改正 令和4年3月29日 条例第15号  
改正 令和4年12月23日 条例第71号  
改正 令和7年3月28日 条例第15号  
改正 令和7年3月28日 条例第20号

神奈川県統計調査条例をここに公布する。

## 神奈川県統計調査条例

### (目的)

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施、結果の利用その他必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。
- (2) 県統計調査 実施機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 実施機関の内部又は相互間で行うもの
  - イ 統計法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務として行うもの及び国の行政機関（統計法第2条第1項に規定する行政機関をいう。第10条第1項第1号において同じ。）その他の者から委託を受けて行うもの
- (3) 県指定統計調査 県統計調査のうち、県行政の基本的な政策決定の基礎資料を得ることを目的とする調査で、実施機関が指定したものをいう。

### (県指定統計調査の指定の告示等)

- 第3条 実施機関は、前条第3号の規定による指定（以下この項及び次条において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。指定を変更し、又は解除したときも同様とする。
- 2 実施機関は、県統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、当該県統計調査が県指定統計調査であるときは、その旨及び報告を求める者を併せて公表しなければならない。
  - 3 実施機関は、県指定統計調査を行おうとするときは、前項の規定による公表に加え、同項に規定する事項を告示しなければならない。

(県指定統計調査の指定等の手続)

第3条の2 実施機関は、前条の規定による告示又は公表のほか、指定をしようとするとき又は県統計調査を行おうとするときには、知事が別に定める手続を経なければならない。

(報告義務)

第4条 実施機関は、県指定統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(調査区及び統計調査員)

第5条 実施機関は、県統計調査を行うため必要があるときは、調査区を設け、又は統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、実施機関が委嘱する。

3 統計調査員は、実施機関の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県統計調査に関する事務に従事する。

(立入検査等)

第6条 実施機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は当該実施機関の統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表)

第8条 実施機関は、県指定統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該県指定統計調査の結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県指定統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による公表を行う場合にあっては、県民が当該公表に係る情報を容易に入手し、及び活用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査票情報の二次利用)

第9条 実施機関は、次に掲げる場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報（統計法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を、実施機関の内部又は相互間で利用することができる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行う場合
- (2) 県統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合  
（調査票情報の提供）

第10条 実施機関は、次に掲げる者が統計の作成等又は統計調査（統計法第2条第5項に規定する統計調査をいう。）その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- (1) 国の行政機関又は他の地方公共団体
  - (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- 2 実施機関は、前項各号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として次に掲げるものを行う者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を当該者に提供することができる。
- (1) 実施機関が、前項各号に掲げる者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
  - (2) その実施に要する費用の全部又は一部を実施機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
  - (3) 実施機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- 3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- (1) この条例、神奈川県個人情報保護審査会条例（令和4年神奈川県条例第64号）若しくは神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第65号）又は統計法若しくは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第4号において「暴力団員等」という。）
  - (3) 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものであって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
  - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると実施機関が認めた者
- 4 実施機関は、第2項の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
- (2) 提供した調査票情報に係る県統計調査の名称
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

5 第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した実施機関に提出しなければならない。

6 実施機関は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 第4項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第11条 前条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第10条第1項又は第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条第1項若しくは第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利

益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者
- (2) 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）
- (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例（以下「新条例」という。）は、平成21年4月1日から施行する。

(神奈川県統計調査条例の廃止)

2 神奈川県統計調査条例（昭和26年神奈川県条例第43号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 新条例の施行の際現に旧条例第2条第2項の規定により指定を受けている県指定統計調査は、新条例第2条第3号の規定により指定を受けた県指定統計調査とみなす。

4 新条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第3条の規定により告示を行った統計調査は、新条例に規定する県統計調査とみなす。この場合において、新条例第9条から第12条までの規定は、適用しない。

5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

6 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、新条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成21年12月28日 条例第89号）

(施行期日)

1 この条例は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）成立の日から施行する。（後略）

(神奈川県統計調査条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に第8条の規定による改正前の神奈川県統計調査条例の規定により病院事業管理者がした県統計調査に係る指定その他の行為は、同条の規定による改正後の同条例の規定により知事がした県統計調査に係る指定その他の行為とみなす。

#### 附 則（令和2年12月25日 条例第92号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日 条例第15号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）附則第2条第1号の規定による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）若しくは同条第2号の規定による廃止前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定（整備法附則第71条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び整備法附則第3条第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、整備法第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

附 則（令和4年12月23日 条例第71号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（令和4年神奈川県条例第88号。以下「廃止条例」という。）による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の規定（廃止条例附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び廃止条例附則第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月28日 条例第15号）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日 条例第20号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の第13条の規定により神奈川県統計報告調整審議会の意見を聴いた場合で、実施機関が同審議会の答申を受けていないときにおける同条の規定の適用については、なお従前の例による。